

宇治市文化的景観検討委員会設置規程

(設置目的)

第1条 本市に存する文化的景観の保護と活用のため、宇治市文化的景観検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行い、市長に提言する。

- (1) 重要文化的景観の保存と整備に関すること
- (2) 重要文化的景観の選定申出に関すること
- (3) その他文化的景観に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、7名以内の委員をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 宇治市文化財保護委員
- (2) 宇治市まちづくり審議会委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会には必要に応じて外部学識者等を出席させることができる。

(検討会)

第7条 委員長は専門的な個別事項を検討するため、必要に応じて検討会を招集することができる。

- 2 検討会には必要に応じて外部学識者等を出席させることができる。
- 3 検討会で検討された事項は委員会に報告し了解を得ることとする。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部歴史まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年8月10日から施行する。
この規程は、平成26年3月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行後最初の委員会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、市長が行う。